

平成24年10月吉日

不動産業を営んでいる方で

- ・ 賃料未払による明渡しの法的対応を再確認したい
- ・ 借主が行方不明・死亡したときの対応を確認したい
- ・ 抵当権、明渡し、競売などの基礎知識を確認したい
- ・ 明渡し後に荷物が残っていて困ったことがある
といった方は、是非ご参加下さい！

新潟市中央区新光町10-2
技術士センタービル7階

電話 025-280-1111



弁護士法人

新潟第一法律事務所
Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

ミニ・セミナーのご案内

「不動産取引講座 ③ “明渡しと賃料回収の手法”」

拝啓 秋冷の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事務所では、今秋不動産業者の方向けのミニセミナーを3回シリーズで開催しております。

9月19日の第1回では、「重要事項説明義務」について、10月15日の第2回では、「意味のある契約書の作り方」をそれぞれ解説しました。

第3回目の内容は、①裁判所の即決和解を利用した簡易な明渡しの手法、②賃貸借で借主が行方不明・死亡した場合の対処法、③明渡し済みかどうかの判断方法（無断立ち入りといわれなために）、④抵当権と競売、明渡しに関する基本的な法律関係の解説といった内容を予定しています。いずれも賃貸不動産を扱う上で避けて通れない基本的な問題を、具体的な事例や裁判例に基づき解説する予定です。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて11/18（日）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 大橋 良二（当事務所 新発田事務所所長）

〈日時〉 平成24年11月19日（月） 午後3時～4時15分

〈会場〉 技術士センタービルI-8階 B会議室（変更の場合あり）

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）＊駐車場あり

〈参加費〉 2,000円（税込み） 当日、会場にて申し受けます。

＊特典2：お二人目からは1,000円 ＊特典2：無料相談券をプレゼント。

FAX (025) 280-1552【不動産取引講座 ③ “明渡しと賃料回収の手法” セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名			
住 所	(〒 -)		
電 話		FAX	
質問・困っ ていること等 (別紙でも可)			